



# 大津市公報

平成 30 年 4 月 1 日  
号外 (第 21 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

27	大津市行政組織規則の一部を改正する規則.....	1
28	大津市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則.....	4
29	大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則の一部を改正する規則.....	5
30	大津市男女共同参画推進委員会設置規則の一部を改正する規則.....	5
31	大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則.....	5
32	大津市青少年対策本部設置規則の一部を改正する規則.....	6
33	大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則.....	6
34	大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	6
35	大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則.....	7
36	大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....	7

### 訓 令

1	大津市庁議規程の一部改正.....	8
2	大津市事務決裁規程の一部改正.....	8
3	大津市土地利用問題協議会規程の一部改正.....	14
4	大津市建設工事契約審査委員会規程の一部改正.....	14

## 規 則

大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第27号

大津市行政組織規則の一部を改正する規則

大津市行政組織規則(昭和61年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「健康支援係 医療助成係」を「医療助成係」に、「市街地整備課 市街地整備係 大津駅西地区整備係」を「市街地整備課」に、「整備計画係 管理係 収納係」を「施設管理係 入居管理係」に、「審査係 路政第1係 路政第2係」を「路政係 用地係 審査係」に改め、同条第2項中「乳幼児健診係」を「健康支援係 乳幼児健診係」に、「健康づくり係」を「成人検診係」に改め、同条第3項中「国際交流室」を「データラボ」に改め、「福祉政策課 臨時給付金支給業務室」を削り、「インバウンド推進室」を「インバウンド・国際交流室」に改める。

第2条の2第1項中「人事課」の次に「、財政課」を、「観光振興課」の次に「、産業廃棄物対策課」を加え、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第3条第1項政策調整部の表企画調整課の項第21号中「課」の次に「及びデータラボ」を加え、同表市政情報課の項第7号中「に係る」を「又は当該請求に係る不作為についての」に改め、同課の項第8号中「訂正又は」を「訂正若しくは」に、「に係る」を「又はこれらの請求に係る不作為についての」に改め、同条第1項総務部の表契約検査課契約係の項中第6号を削り、同課調達係の項に次の1号を加える。

課の一般庶務に関すること。

第3条第1項福祉子ども部の表障害福祉課認定審査係の項に次の1号を加える。

療育手帳に係る経由事務に関すること。

第3条第1項福祉子ども部の表生活福祉課庶務係の項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。  
中国残留邦人等の生活支援に関すること。

第3条第1項福祉子ども部の表生活福祉課保護第1係の項に次の3号を加える。

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。

生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業に関すること。

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者一時生活支援事業に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表生活福祉課保護第 2 系の項に次の 4 号を加える。

中国残留邦人等の生活支援に関すること。

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。

生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業に関すること。

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者一時生活支援事業に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表生活福祉課保護第 3 系の項中第 2 号を第 5 号とし、第 1 号の次に次の 3 号を加える。

中国残留邦人等の生活支援に関すること。

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。

生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表生活福祉課保護第 4 系の項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

中国残留邦人等の生活支援に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表生活福祉課保護第 4 系の項に次の 1 号を加える。

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者一時生活支援事業に関すること。

第 3 条第 1 項健康保険部の表長寿政策課長寿生きがい系の項中第 7 号及び第 8 号を削り、第 9 号を第 7 号とし、第 10 号から第 13 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同課高齢福祉系の項第 2 号中「の推進」を削り、同系の項第 3 号中「高齢者虐待の防止」を「高齢者の虐待の防止及び権利擁護」に改め、同系の項第 7 号中「介護予防支援事業」を「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント及び配食サービス」に改め、同系の項中第 8 号及び第 9 号を削り、第 10 号を第 8 号とし、同表介護保険課事業所施設系の項第 2 号中「天津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を「介護保険事業計画」に改め、同系の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同系の項第 7 号中「指定居宅サービス事業者等」を「介護保険サービス事業者」に改め、同号を同系の項第 6 号とし、同系の項中第 8 号を第 10 号とし、第 6 号の次に次の 3 号を加える。

特別養護老人ホーム等の許可及び届出に関すること。

介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関すること。

公印の保管に関すること。

第 3 条第 1 項健康保険部の表介護保険課資格給付係の項第 10 号を次のように改める。

介護保険事業特別会計予算の編成及び執行に関すること。

第 3 条第 1 項健康保険部の表介護保険課認定審査係の項に次の 1 号を加える。

介護予防・日常生活支援総合事業における基本チェックリストに関すること。

第 3 条第 1 項健康保険部の表保険年金課健康支援係の項を削り、同課医療助成係の項中第 8 号を削り、同条第 1 項未来まちづくり部の表都市再生課の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同部の表住宅課の項を次のように改める。

住宅課	施設管理係	総合的住宅施策に関すること。 市営住宅の建設整備に関すること。 市営住宅のストック改善事業に関すること。 地域優良賃貸住宅の整備及び家賃低廉化事業に関すること。 市営住宅の維持管理に関すること。 住宅地区整備事業に関すること。 行政財産の使用許可、境界関係等敷地管理に関すること。 課の一般庶務に関すること。
	入居管理係	市営住宅の入居者の選定に関すること。 市営住宅の使用料の決定、収納及び滞納整理に関すること。 市営住宅の明渡請求訴訟等法的措置に関すること。 持家住宅建設資金及び住宅新築資金等貸付金の償還に関すること。 家賃証明書の交付に関すること。

第 3 条第 1 項未来まちづくり部の表路政課審査係の項から同課路政第 2 系の項までを次のように改める。

路政係	市道路線の認定、変更及び廃止に関すること。 道路台帳及び道路網図の整備保管に関すること。
-----	---

	<p>河川台帳の整備保管に関すること。</p> <p>法定外道路、準用河川及び普通河川等の台帳並びに特定図の整備保管に関すること。</p> <p>公印の保管に関すること。</p> <p>課の一般庶務に関すること。</p>
用地係	<p>市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の財産管理に関すること。</p> <p>市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の財産取得に関すること。</p> <p>準用河川、普通河川等及び急傾斜地防災施設の整備に係る用地処理に関すること。</p> <p>準用河川、普通河川等及び急傾斜地防災施設の用地管理に関すること。</p> <p>市道、法定外道路及び普通河川等に係る都市計画法第40条の規定による土地の帰属に関すること。</p> <p>市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の敷地に係る用地紛争の処理に関すること。</p> <p>法定外道路及び普通河川等の用途廃止に関すること。</p>
審査係	<p>市道、法定外道路、一級河川、準用河川及び普通河川等の占用等の許可並びに不正使用及び不正使用の排除のための査察指導に関すること。</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）の規定による道路管理者以外の者が行う工事、河川法（昭和39年法律第167号）に基づく準用河川の管理者以外の者が行う工事及び大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例第5条第1項の規定による工事の承認及び工事施行状況の監視に関すること。</p> <p>市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等に係る都市計画法第32条の規定による協議及び同法第36条の規定による完了検査に関すること。</p> <p>大津市港湾の管理に関する条例（平成20年条例第54号）に規定する港湾の使用の許可等に関すること。</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に係る県及び庁内関係部局との連絡調整に関すること。</p> <p>道路法第47条の2の規定による特殊車両通行許可に関すること。</p> <p>一級河川に係る河川法に基づく占用等の許可に関する申請の受付及び経由事務に関すること。</p>

第3条第1項未来まちづくり部の表路政課境界地籍係の項中「境界査定」を「境界確定」に改め、同条第2項の表健康推進課管理係の項の次に次の1項を加える。

健康支援係	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。</p> <p>国民健康保険の保健事業に関すること。</p> <p>国民健康保険の医療費の適正化に関すること。</p> <p>後期高齢者医療の保健事業及び医療費の適正化に係る連絡調整に関すること。</p> <p>大津市国民健康保険診療所に関すること。</p>
-------	---

第3条第2項の表健康推進課健康づくり係の項中「健康づくり係」を「成人検診係」に改め、同条第3項の表国際交流室の項を次のように改める。

データラボ	<p>各所属が保有するデータの集約及び蓄積に関すること。</p> <p>集約及び蓄積したデータの活用に関すること。</p>
-------	---

	集約及び蓄積したデータ並びに情報テクノロジーを活かしたまちづくりに関する調査、研究及び施策の創出に関すること。
--	---

第 3 条第 3 項の表臨時給付金支給業務室の項を削り、同表地域包括ケア推進室の項第 2 号中「に関する」を「の企画及び推進に関する」に改め、同項に次の 4 号を加える。

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス費の給付に関すること。

高齢者福祉計画に関すること。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの認可及び届出に関すること。

有料老人ホームの届出に関すること。

第 3 条第 3 項の表インバウンド推進室の項を次のように改める。

インバウンド・国際交流室	外国人旅行者の誘致に関する事業の推進に関すること。 国際交流の促進に関すること。 姉妹都市、友好都市との調整及び渉外に関すること。 多文化共生の推進に関すること。 公益財団法人大津市国際親善協会との連絡調整に関すること。 その他国際交流に関すること。 室の一般庶務に関すること。
--------------	---

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において産業観光部インバウンド推進室における職（大津市職員の職の設置に関する規則（昭和61年規則第13号）第2条に規定する職をいい、当該職の事務取扱を含む。）（次項に規定する職を除く。）を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって産業観光部インバウンド・国際交流室における同一の職を命ぜられたものとみなす。
- 3 施行日の前日において産業観光部インバウンド推進室次長兼務を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって産業観光部インバウンド・国際交流室次長兼務を命ぜられたものとみなす。
- 4 施行日の前日において、次の表の左欄に掲げる係の係長を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる係の係長を命ぜられたものとみなす。

未来まちづくり部住宅課管理係	未来まちづくり部住宅課入居管理係
未来まちづくり部路政課路政第 1 係	未来まちづくり部路政課用地係

大津市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第28号**

大津市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則

大津市会計管理者の補助組織に関する規則（昭和40年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「、係に係長を」を削り、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項に次の 3 号を加え、同項を同条第 2 項とする。

主査

主任

主事

第 2 条第 4 項を削り、同条第 5 項中「第 3 項各号及び」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条に次の 1 項を加える。

4 室長は、室の事務を分掌させるため、室にグループを置くものとする。

第 3 条第 3 項中「係長」を「グループリーダー（グループの事務を統括する者として室長が指名する者をいう。以下同じ。）」に、「係」を「グループ」に改める。

第 4 条中「係長」を「主管のグループリーダー」に改める。

第 5 条を次のように改める。

**第 5 条** 室の分掌事務は、次のとおりとする。

現金、有価証券の出納保管に関すること。  
決算に関すること。  
小切手に関すること。  
指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関すること（指定を除く。）。  
現金の記録管理に関すること。  
収入日計表の作成に関すること。  
受託金会計に関すること。  
各種納付金、納入金送納に関すること。  
歳入調定通知書、戻入命令書及び歳計外受入調定書の受付に関すること。  
収入会計事務の指導に関すること。  
支出命令書、戻出命令書、歳計外払出命令書及び公金振替命令書の審査に関すること。  
資金前渡及び概算払に係る精算書の審査並びに前金払に係る債務の履行の結果報告の受理に関すること。  
支出負担行為の確認に関すること。  
支出会計事務の指導に関すること。  
出納事務センターの運営に関すること。  
室の一般庶務に関すること。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年4月1日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第29号**

大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則の一部を改正する規則

大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則（平成26年規則第91号）の一部を次のように改正する。  
別表第2中「営業推進室長」を「経営戦略課長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
大津市男女共同参画推進委員会設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年4月1日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第30号**

大津市男女共同参画推進委員会設置規則の一部を改正する規則

大津市男女共同参画推進委員会設置規則（平成27年規則第61号）の一部を次のように改正する。  
別表第2中「企業局次長」を「企業総務長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年4月1日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第31号**

大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市職員協働推進本部設置規則（平成23年規則第62号）の一部を次のように改正する。  
第3条に次の1号を加える。

公募により市民・市民団体又は事業者からの提案を受けて実施する協働事業（条例第12条第1項に規定する協働事業をいう。）の選定等に関すること。

別表第2中「企業局次長」を「企業総務長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市青少年対策本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年4月1日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第32号**

大津市青少年対策本部設置規則の一部を改正する規則

大津市青少年対策本部設置規則(平成13年規則第70号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「本部員及び」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

別表第1中 「企画調整課長  
人権・男女共同参画課長」 を「人権・男女共同参画課長」に改め、総務部の項を削り、「保育幼稚  
子ども家

園課長  
庭課長」を「子ども家庭課長」に、

保健所保健予防課長
保健所健康推進課長

を「  
保健所保健予防課長  
保健所健康推進課長  
子ども発達相談センター所長

「商工労働政策課長  
に、 農林水産課長」を「商工労働政策課長」に改める。

別表第2を次のように改める。

**別表第2(第3条関係)**

部局等	幹事
教育委員会事務局	学校教育課長 学校給食課長 生涯学習課長
教育機関	教育相談センター所長 大津少年センター所長 堅田少年センター所長

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年4月1日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第33号**

大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市生涯学習推進本部設置規則(平成元年規則第38号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「企業局次長」を「企業総務長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年4月1日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第34号**

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則(平成24年規則第37号)の一部を次のように改正する。

第16条第5項中「本部員は、」の次に「政策統括監の職及び」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第35号

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の職の設置に関する規則(昭和61年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表室次長の項の次に次のように加える。

政策統括監		特定の事業分野における事務を統括し、及びその他の事務で市長が特に命ずるものを処理するとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
-------	--	--

第2条第1項の表税務長の項の次に次のように加える。

理事	健康保険部	地方独立行政法人市立大津市民病院又は社会福祉法人大津市社会福祉事業団に派遣し、当該法人の事務を処理する。
----	-------	--

第2条第1項の表管理監の項の次に次のように加える。

データラボマネージャー	政策調整部	オープンデータの活用に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
-------------	-------	---

第2条第1項の表行政改革推進監の項の次に次のように加える。

施設管理監	総務部	公共施設の管理に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
-------	-----	--

第2条第1項の表中

副参事
-----

を

副参事
リーダー

に改め、同条第2項の表管理監の項を削り、同条第

3項の表副所長の項中「及び動物愛護センター」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第36号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和61年規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表4級の項中「所長(」の次に「伊香立ふれあいセンター所長及び」を加え、別表第1第1項の表6級の項中「市民相談室長」の次に「及び交通戦略室長」を、「室次長」の次に「、リーダー」を加え、「真野支所長、仰木支所長、雄琴支所長、下阪本支所長、滋賀支所長、中央支所長、膳所支所長、富士見支所長、青山支所長、瀬田北支所長及び瀬田南支所長に限る」を「7級に掲げられた支所長を除く」に、「副所長、次長(7級に掲げられた次長を除く。)」を「次長(7級に掲げられた次長を除く。)、副所長」に改め、別表第1第1項の表7級の項中「6級に掲げられた支所長を除く」を「木戸支所長、長等支所長、平野支所長、南郷支所長及び瀬田東支所長に限る」に、「園長」を「館長(4級及び9級に掲げられた館長を除く。)、園長」に改め、「やまびこ総合支援センター園長、」、「、堅田保育園長、天神山保育園長、唐崎保育園長」及び「子ど

も発達相談センター次長、生涯学習センター次長、」を削り、「及び監査委員事務局次長」を「、監査委員事務局次長及び選挙管理委員会事務局次長」に改め、別表第1第1項の表8級の項中「調整監」の次に「、施設管理監」を加え、「生涯学習センター所長」を「和邇文化センター所長」に改め、別表第1第1項の表9級の項中「会計管理者」を「政策統括監、会計管理者」に改め、「税務長」の次に「、理事」を加え、「図書館長」を「館長(図書館長に限る。)」に改め、別表第1備考第1項中「大津市議会事務局規程」を「大津市議会局規程」に改め、別表第1第2項ウの表4級の項中「、南すこやか相談所長及び比叡すこやか相談所長」を「及び南すこやか相談所長」に改め、別表第1第2項ウの表5級の項中「副参事及び」を削り、別表第1第2項ウの表6級の項を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**訓 令**

**大津市訓令第1号**

大津市庁議規程(平成3年訓令第4号)の一部を次のように改正する。

平成30年4月1日

大津市長 越 直 美

第3条中「副市長」の次に「、政策統括監」を加える。

第8条第2号及び第18条第2号中「各部局」を「政策統括監及び各部局」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

**大津市訓令第2号**

大津市事務決裁規程(昭和56年訓令第9号)の一部を次のように改正する。

平成30年4月1日

大津市長 越 直 美

第2条第11号中「、次長(子ども発達相談センター次長に限る。)」を削り、同条第12号中「市民相談室長」の次に「及び交通戦略室長」を、「環境美化センター所長」の次に「、大津クリーンセンター所長」を加え、「(前号に規定する次長を除く。)」を削り、同条第13号中「所長(」の次に「伊香立ふれあいセンター所長、」を加える。

第5条の2中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

政策統括監は、市長及び副市長の命を受け、特定の事業分野における事務を統括し、及びその他の事務で市長が特に命ずるものを処理するとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、政策統括監は、市長又は副市長が定めるものについては、部長と同等の職務権限を行使するものとする。

第6条の2中第10項を第12項とし、第6項から第9項までを2項ずつ繰り下げ、第5項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 施設管理監は、総務部長の命を受け、公共施設の管理に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、施設管理監は、総務部長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

第6条の2中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 データラボマネージャーは、政策調整部長の命を受け、オープンデータの活用に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、データラボマネージャーは、政策調整部長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

第10条第7項中「副参事」の次に「、リーダー」を加える。

第16条第5項第1号中「国際交流室」を「データラボ」に改め、同項第25号中「インバウンド推進室」を「インバウンド・国際交流室」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「産業観光部長」を「産業観光部政策監」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定合議先職位が必要と認める場合は、2人以下の所属職員に合議させることができる。

「政策調整部長

別表第1号の表1の部1の項第1号中 (企画調整課長) を「企画調整課長  
総務部長 財政課長」に改め、同部3の項及び4の  
(財政課長) 」



工 附属機関の委員等									
(ア) 宿泊を伴うもの									
(イ) 宿泊を伴わないもの									
オ 職員以外の者									

別表第 1 号の表 3 の部 1 の項第 1 号、2 の項第 1 号及び 3 の項第 1 号中

「政策調整部長

(企画調整課長) を「企画調整課長  
総務部長 財政課長」に改め、同部 5 の項を次のように改める。  
(財政課長)」

5 儀式の決定並びに職員以外の者の表彰、褒賞、感謝状の贈呈及び賞状の授与の決定並びに国又は県の表彰及び褒賞に係る推薦 重要なもの その他のもの							秘書課長		
---	--	--	--	--	--	--	------	--	--

別表第 1 号の表 3 の部 6 の項第 1 号から第 3 号までの規定中「総務部長 (総務課長)」を「総務課長」に改め、同項第

6 号ア中「総務部長 (コンプライアンス推進室長)」を「コンプライアンス推進室長」に改め、同部 7 の項及び 8 の項中

「総務部長 (総務課長)」を削り、同部 9 の項を次のように改める。

9 債務保証、損失補償及び損害賠償の処理  1,000万円以上のもの 1,000万円未満のもの							秘書課長 財政課長	総務課長の合議は損害賠償の場合に、財政課長の合議は予算執行方針に定める場合に限る。
--	--	--	--	--	--	--	--------------	---

別表第 1 号の表 3 の部 12 の項第 1 号中「総務部長 (財政課長)」を「財政課長」に改め、同部 18 の項を次のように改める。

18 協定の締結及び覚書の交換  特に重要なもの 重要なもの その他のもの							財政課長	合議は、予算(将来の財政負担を含む。)を伴うものに限る。
---	--	--	--	--	--	--	------	------------------------------

別表第 1 号の表 3 の部 25 の項中「企画調整課長」を削り、同号の表 4 の部 3 の項中「に係る異議申立て」を「又は当該請求に係る不作為についての審査請求」に、「政策調整部長 (市政情報課長)」を「市政情報課長」に改め、同部 5 の項中「又は」を「若しくは」に、「に係る異議申立て」を「又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求」







**大津市訓令第 3 号**

大津市土地利用問題協議会規程 ( 平成 9 年訓令第 7 号 ) の一部を次のように改正する。

平成30年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

第 2 条第 2 項中「副市長」の次に「、政策統括監」を加える。

第 5 条第 2 項中「政策調整部長」を「政策統括監」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

-----

**大津市訓令第 4 号**

大津市建設工事契約審査委員会規程 ( 昭和41年訓令第 2 号 ) の一部を次のように改正する。

平成30年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

第 3 条第 1 項中「 7 人」を「 8 人」に改め、同条第 2 項中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

政策統括監

**附 則**

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。